

健康で生きいきと働きつづけるために 諸権利等一覧

こんな制度は		こんなとき・こんなふうにご利用できます
休 暇	年 休	「年次休暇」は学校長に請求することで何ら理由を問われることなく取得できます。1日又は1時間単位で、1年に20日取得可。20日を超えない範囲で翌年へ繰越可。
	リフレッシュ年休	10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年勤めた人は「連続して5日以上」のリフレッシュ年休がとれます。
	療 養 休 暇	療養休暇は1日又は1時間単位で取得できます。引き続き7日を超える時は医師の診断書が必要。公務上又は通勤によるものは3年を超えない範囲（場合により延長）、結核・成人病・妊娠障害等は180日、一般の負傷・疾病は90日を超えない範囲で取得できます。代替者は、概ね1カ月休むことが確実にになった時点で措置。
	不妊治療のための休暇	1年まで男女問わず、治療内容問わず取得できます。ただし無給。従来通り、検査を含むすべての治療について、男女問わず90日までの療休も取得可。
	結 婚 休 暇	特別休暇。7日の範囲内（週休日、休日、代休日を除く）で必要と認める期間、取得可。
	夏 季 休 暇	7月1日から9月30日までの間で5日まで休めます。
母 性 保 障	生 理 休 暇	療養休暇（日数は別枠）。その都度必要とされる期間、1日又は1時間単位で取得可。
	妊 娠 中 の 通 勤 緩 和	特別休暇。正規の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて1時間を超えない範囲で。マイカー通勤者も適用。
	妊 娠 中 ・ 出 産 後 の 通 院 休 暇	特別休暇。23週までは4週間に1回、24～35週までは2週間に1回、36週～出産までは1週間に1回、出産後は1年の間に1回。その都度必要と認める期間、取得可。
	妊 娠 障 害 休 暇	療養休暇。つわり・妊娠中毒症・切迫流産・切迫早産・貧血・腰痛等、すべてに適用。14日以内の範囲で必要と認める期間、取得可。
	妊 娠 中 の 軽 減	次の場合、妊娠業務軽減のための代替者が措置されます（期間等の詳細は別資料参照）。 ①寄宿舎教員の宿直勤務 妊娠中の寄宿舎教員に全期間、代替が措置されます。 ②体育実技代替 妊娠判明時から全期間、代替が措置されます。 ・小学校（障害児学級、学級担任の臨任者を含む） ・中学校体育専科教員 ・盲・ろう学校の小学部担任 ・盲・ろう学校の中・高等部体育担当 ③障害児学級担任 学級運営支援に係る非常勤職員が措置されます。 ④盲・ろう学校以外の障害児学校担任 業務補助員が措置されます。 ⑤養護教員（複数配置校も含む）の妊娠者 妊娠代替非常勤職員が措置されます。 ⑥その他、校長に申し出て遠足・登山の引率、管理当番などが免除される事例があるので、職場でとりくみましょう。
	妊 娠 中 の 休 息 ・ 捕 食	特別休暇。その都度必要と認める期間、取得可。管理職に口頭で申し出てください。
	妊 娠 中 職 員 の 深 夜 勤 務 ・ 時 間 外 勤 務 免 除	妊娠中の職員が請求した場合、免除されます。
	産 前 ・ 産 後 の 休 暇	療養休暇。分娩予定日前8週に当たる日から産前休暇。分娩日後8週目まで産後休暇。合計16週間と分娩日1日の休暇が取得可。長期休業中も含め、代替が措置されます。
	引 継 日	産・育休中の代替職員との引継日が措置されます。※措置されない職種もあります。
	育 児 休 業	産後休暇終了後、子どもが満3歳になる前日までの希望期間。夫婦同時取得も可能。
	子 育 て 支 援 ・ 介 護 等	育 児 短 時 間 勤 務 制 度
部 分 休 業		子が小学校就学前まで取得可。1日2時間を上限として勤務時間を短くできます。但し給料は減額。
育 児 時 間		特別休暇。子どもが満3歳になる前日までの間で取得可。
介 護 休 暇		要介護者が、けが・病気（身体的なものも精神的なものも含む）・老衰のため、14日以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合に取得可。但し給料は減額。
介 護 時 間		要介護者がいる場合に取得可。但し給料は減額。
介 護 欠 勤		介護休暇・時間が終了後も介護を必要とする状態が継続している場合に取得可。但し無給。
短 期 介 護 休 暇		特別休暇。家族が14日以上必要介護状態になった場合に取得可。
看 護 休 暇		特別休暇。子、配偶者、父母、配偶者の父母のケガや病気の通院等の場合に取得可。
育 児 ・ 介 護 を 行 う 職 員 の 深 夜 及 び 時 間 外 勤 務 の 免 除 ・ 制 限		3歳未満の子を養育する職員・介護を行う職員が、請求すれば免除されます。就学前の子を養育する職員が、請求すれば制限されます。
育 児 ・ 介 護 を 行 う 人 の 時 差 勤 務		2週間以上にわたり家族の介護を行う・小学校就学前の子を養育する・学童保育への送迎をする職員が勤務開始時刻を変更可。1日の勤務時間は7時間45分。育児時間・部分休業との併用可。
男 性 の み	出 産 補 助 休 暇	特別休暇。配偶者が妊娠4カ月以上で出産した時、取得可。
	男 性 職 員 の 育 児 参 加 の 休 暇	特別休暇。出産予定日の6週（多胎児の場合は14週）以前の日から出産後8週間まで、産まれた子と小学校入学までの上の子の養育のために取得可。

福 利 ・ 厚 生	人 間 ド ッ ク	職免（精密検査・再検査も含む）。共済組合の組合員で、今年度中に対象年齢に達する人は人間ドック又は脳ドック・健康づくり事業団健康センター健診・若年者生活習慣病予防健診が受けられます。前立腺腫瘍マーカーは51歳以上。詳細は各学校に送られている共済組合や互助組合（配偶者等）の「厚生事業実施要領」参照。
	女 性 検 診	職免。集団検診で「乳がん検診」「子宮頸がん検診」「骨密度検査」を実施。指定医療機関については個人で予約。乳がん検診の指定年齢はなくなり医療機関でも超音波、またはマンモグラフィが受けられる。40歳以上にマンモグラフィと超音波の隔年受診を推奨。
	心 の 健 康 相 談	「教職員健康相談24」（TEL0120-24-8349）の利用を。 健康づくり事業：相談員の訪問相談、メンタルヘルスセミナーの実施、一日相談所開設。
	元 気 回 復 事 業	共済組合関係の2施設を利用する場合、2日以内の職免が適用されます。 利用可能施設は、ホテル信濃路、みやま荘。
	共 済 組 合 (公立学校共済組合長野支部)	一般200万円、教育550万円。その他、医療・結婚・出産・住宅関係・災害等の貸付があります。 [TEL026-235-7445]
	互 助 組 合 (長野県教職員互助組合)	普通・教育・結婚・自動車貸付それぞれ200万円。住宅貸付500万円。合計限度額600万円。 特定不妊治療補助は所得制限なく上限15万円。 [TEL026-234-2151]
	退 教 互 (長野県退職教職員互助組合)	普通貸付300万円、教育貸付は子ども1人につき300万円（普通貸付と合わせて600万円まで）。 [TEL026-232-5331]
	ア ッ プ ル 共 済	遺族年金コース、介護保険特約、医療保障コースがあります。1年毎、配当金が還元されます。 45歳6カ月以上の方対象に退職後継続制度があります(要手続き) [TEL026-235-6995]
教 職 員 共 済	自動車、火災、死亡等の保障を考えるならば教職員しか加入できない教職員共済をご利用ください。まずは教職員賠償付帯の総合共済からの加入をおすすめします。 [TEL026-235-0659]	
相 談	教 育 相 談 室	月曜日～土曜日、AM 10:00～PM 5:00 夜間・日曜日・祝日は留守番電話をご利用下さい。 [TEL026-234-3374]
	法 律 相 談	随時、県教組の顧問弁護士が相談ののってくれます。 希望する場合は、支部または県教組本部に連絡を。
	税 金 相 談	毎年1～2月に4ブロックで顧問税理士による税金相談会を開催しています。 希望する場合は必ず県教組本部へ連絡を。
	人 事 相 談	随時、県教組本部で相談を受けます。 また10月に組合員配布する「人事相談カード」「異動人事に関する希望調査書」を用いて、相談について県教委とともに対応していきます。
退 職	早期退職募集制度	県教委が発出する「早期退職に係る募集実施要項」に沿って、募集期間内に応募し認定されると、退職年齢により退職金が割り増しされます。対象となる退職日は3月31日。
「長時間勤務者への医師の面接指導」制度の実施が法律で義務づけられています。		超過勤務が月80時間を超える場合。超過勤務に起因した健康障害等があったと本人が学校長に申し出れば、時間数に関係なく医師の面接指導が受けられます。 (市町村立学校でも県立学校と同様の措置をしなければなりません。制度が未整備な市町村もあるため、県教組は支部・単組とともに実施を要求しています)

詳細については、以下の資料を
参考にしてください。

年度当初に
組合員全員に
配布しました

★「豊かに働きいきいき生活するために
母性保障などの諸権利(2020年4月版)」

★「2016年度版 賃金・権利ハンドブック」



諸権利等の内容は、職種や任用形態によっても異なります。
詳しい内容を知りたい方や仕事・生活上の問題などでお困りの方はお気軽にご相談ください。

長野県教職員組合

TEL026-235-3700